

船舶公團法案特別委員會議事速記錄第二號

寸毛義案

○特別調查廳法案

昭和二十二年三月三十日(月曜日)

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは

になりました「特別調達廳法案」の審議

を願ひます

○國務大臣(田中萬逸君) 只今議題は
相成のまゝ、一時開闢廳法案に付せられ

まして、提案の理由並に其の趣旨に付

する建造物の設営、建物設備等の修理

現在聯合國側の要求に付き、戦災復興院及び終戦連絡中央事務

局所管の下に、國內の業者と契約して、之を實施せしめ、聯合國の要求

る物資、労務其の他の役務に付きまし
て、生等の官憲二三の行

ち、それへ之が調達に當つて居るの

中央事務局に於ては、特に設管部を設

け、電災復興院に於ては特別建設局を置くと共に、地方幾箇としては、都道

府縣に必要なる人員を配置しあるの外、監視の上士卒等各官吏等長

並に戰災復興院特別建設出張所を配し

種な官廳が聯合國の需要する總ての調

達業務を分割して管理致して居ります結果、此の間能率化に於ても、經濟上

に於ても、失ふ所がなきにしも非ざる

特に実施部門の一元化を図りますこと

第四部第二十四類 船舶公團法案特別委員會議事速記錄第二號

昭和二十二年三月三十一日

は、當方としての利益であるばかりでなく、聯合國に於ても頗る便宜とする所であり、豫て其の希望は種々の機會に表明せられて居つたのであります。仍て今回政府は、是等の點を考慮致しまして、本法案を提案致した次第であります。今、本案の概要を申述べまするならば、第一に特別調達廳の目的は第一條に定むる如く、聯合國の需要する建造物及び設備の營營益に物資及び役務の調達に關する業務であつて、主務大臣の指定するものを行ふことであります、差當りと致しましては、聯合軍の行ふ設營工事の契約其の他の業務、聯合國需品の調達、聯合軍の需要する勞務其の他の役務の調達及び聯合軍關係設營に伴ふ設計調査等の業務を指定する豫定であります。第二に、特別調達廳の組織と致しましては、之を政府機關から獨立した法人と致してあります、従つて此の法人は其の名義にて業者と契約を締結し、政府の委託を受け、政府に屬すべき財産を所有、保管する等、所謂法律行為を爲すことが出来る次第であります。是等の點に付きましては、曩に本院に提案になりました各種公團法に依る公團と同様であります。が、特別調達廳の特異な性格として、基本金又は運營資金等を保有することなく、其の支拂は總て國庫に於て、議會の議決を経た豫算の中より支辨することになつて居るのであります、第三に、特別調達廳の機關として、總裁、副總裁、理事、監事を役員として置き、此の外に必要な職員を

置くのでありますが、總て役員及び職員は之を官吏其の他の政府職員とする事と、各種の公園と同様であります。第四の監督に關しましては、一般的には内閣總理大臣の監督に屬しますが、各種の業務に付ては、尙各主務大臣が所管に應じて監督權を行ふ事とあります。特別調達廳の成立に依りまして、從來各廳の所管して居りました実施業務は一元的に此の機關が行ふこととなり、各官廳は調達の基本的計畫と、實施に關する監督とを司掌する態勢となる譯であります。又政府と致しましては、本法人の業務の性質上、役職員には出來得る限り民間有能の士を擧げ、其の實際的經驗並に知識、技術等の活用を圖り、創意と工夫とを効果的に事業の上に反映せしめ、業務の圓滑なる推進と、能率的な運用を期して居る次第であります。尙本法案は、衆議院に於て一部修正されましたが、此の點に關しましては、政府と致しましても同意であります。何卒御審議の上、速かに協賛を與へられむことを切望致します。

○政府委員(大橋武夫君) 竹中さんには御答へ致しますが、此の特別廳に於きましては、單り設計調査ばかりでなく、指定工事に付きましては、工事の契約並に事後の契約履行に對する業者の監督と、又工事上の資材の配給等、從來復興院の特別建設局に於て實施致して居りました業務の大部分を實施することに相成る見込でございます。

○竹中藤右衛門君 資材の面も一諸に含んでおやりになると思ひますが、木材なども一切此の方で御扱いなるのですか

○政府委員(大橋武夫君) 資材の中、どの程度のものが此處で一括して扱はれるかと云ふことに付きましては、何分實施は聯合國便益の爲にするものでありますから、本法成立後聯合軍側で十分協議の上、定めなければならぬのでござりますが、木材に付きましては、只今迄の交渉の經過に於きましては、大體入ると、斯う云ふ風に承知致して居ります

○竹中藤右衛門君 今日迄も、どうも資材が商工省とか或は農林省の所管であるとか、色々分れて居る爲に、非常な不便を感じて居るのでありますが、斯う云ふ機關が出来まして、一元的に御扱いになるやうに、一つ是非、さう云ふ構想が出來ます、どうか此の建設に関する資材に對しましては、一元的に御扱いになるやうに、一つ是非、さう云ふ御構想の下に御進めを願ひたいと思ひます、是が他省に跨つて、さうして其

の方から一々我々が又支給を受けるとか何とか云ふことは、十分なる効用が發揮出来ないと思ふのであります。其の點に付きまして、さう云ふことを御考であるかどうかと云ふことを承て置きたいと思ひます。

○政府委員(大橋武夫君)　只今竹中さんの御質問になりました線に沿つて構想を凝らして居る次第でございます。

○中村藤弓衛君　此の特別廳の仕事は、只今竹中君からも御聽になつたが、調達に關する業務」とありますのが、ちょっと私疑問に思ふのですが、第一條に「連合國又は政府の需要する建造物及び設備の營繕並びに物資及び役員の調達に關する業務」とありますのが、「又は政府の」とありますのは、日本政府のことと思ひますが、は無論日本政府のことと思ひますが、之もやるのでございますか。

○政府委員(大橋武夫君)　是は大臣から御説明申上げました通り、本特別調達廳の目的と致しましては、將來必要の場合に於きまして、政府工事を引受けると云ふことを豫想致して第一條が規定せられて居るのです、併しながら當りのことと致しましては、目下政府と致しまして、最も大きな負擔となつて居りまする連合國に關する工事をここで居りまする連合國に關する工事を此の調達廳に委託せしめる、斯様な趣旨でございます。

○中村藤弓衛君　「營繕並びに物資及び役務」とある、是は何でもかんでも、營繕ならばどんな大きなものでも小さなるものでも、物資に付ても、どんな額

津さ一及趣・つ府差か支要調か一定す聊、易這一、事可・さづな未と

○政府委員(大橋武夫君) 「營繕並びに物資及び役務」の調達の中、少くとも營繕に關しましては、聯合國の需要するものである限り、總て此處を通るやうになるものと思ひます尙役務の範圍に關しましては、進駐軍側の希望もござりまするので、今後尙交渉の上、其の範囲が具體的に定められると居つて居ります。

○中村藤兵衛君 第四章の「會計」の所で、調達廳の收入と言ひますが、支出と言ひますか、それ等のことはどう云ふ國の豫算で行くのか、何か此の法人の收入と云ふものが別にあるのでありますか、又經費はどう云ふ風な所から出して行くのでありますか、ちよつと只今議案を受取つたばかりで能く讀んで居りませんけれども、御説明を煩したいと思ひます。

○政府委員(大橋武夫君) 本法案の第三條に「特別調達廳は、基本金又は運營資金を有しない。その一切の建物、設備及び物資(以下物といふ)又は役務に対する支拂は、その物若しくは役務を需要し、又はこれが支拂の責に任する各廳關係の議會の議決を経たる對價と云ふものは、直接國庫から業者に對して支拂はれるやうに相成る譯でござります

○中村藤兵衛君 只今の御説明で分り

○政府委員(大橋武夫君) 役職員の経費は、第十四條の第一項に於きまして、「特別調達廳の役職員及び職員は、これらを官吏その他の政府職員とする。」と、斯様な規定がござりまするので、是等に對する給與は、政府の別の豫算の中に含めまして、國庫から直接に支辨すると、斯う云ふことに対する相成つて居ります。

○竹中藤右衛門君 此の特別廳の規�と云ふものは、餘程厖大なものになりますが、どの位の規模になるのですか

○政府委員(大橋武夫君) 只今豫想せられて居りまする所では、復興院の特別建設局の大部、終戰連絡中央事務局の一部、終戰連絡地方事務局の一部、兩系統の官廳の地方機關と致しまして、全國権要の地にござりまする戰災復興院特別建設出張所、終戰連絡地方事務局の一部、是等が中央官廳並に其の機關から直接此の法人に移管されるものでござります、尙戦災復興院關係の地方廳職員と致しまして、都道府縣に特別建設課或は類似の名稱を持ちました課が出來て居る所もございますし、又課迄至りませずとも、必要な人員を配屬致して居るもののがございますが、是等の事務の大部分は此の法人に移管せられます、尙從來戰災復興院及び戰連絡事務局に於きまして、物資を民間から蒐集させる爲に、交易營團の雲品局と云ふものを利用致して居つたのであります、此の需品局は政府と生産者との間に立ちまして、必要な物資を調達致して居つたのでござりまする

が、此の機構は全部此の法人に統合されることに相成ると思ふのでございまして、尙交易營團類似の業務に從事致しまして居りました一部の民間會社の業務も、實質的に應じまして此の法人に結合されるものが相當あるのではないか、斯う云ふ風に予想致して居ります併しながら建設關係の工事請負業者であるとか、或は物資の生産業者であるとかと云ふやうなものは、此の機構の中に入ることはないと斯う云ふ風に考えて居ります

○朽木嘉郎君 第二章の「役員及び副員」で、理事は二名以上と云ふことになつて居りますが、幾人になさる御用でありますか

○政府委員(大橋武夫君) 理事の數は付きましては、今後進駐軍と十分に連絡を取りまして、具體的に此の方針を実施されるやうな事項を確定致しました上、必要に應じて定めたいと思ひますが、相當な數に上がるのではないかと豫想して居ります

○朽木嘉郎君 総裁及び副裁各一人と今の御話にありましたか、其の御裁、副總裁、理事はどう云ふ方面から御選びになる御考でせうか、先程の大臣の御説明では、民間の練達の士を御選びになるやうですが、大體どう云御方針でありますか

○政府委員(大橋武夫君) 此の總裁、副總裁、理事等の具體的な人選は目下勿論用意されて居りませぬ、大體の方針としては、是等の事務全體を見ますと、一部は官廳事務を其の儘移管され、又一部は民間の事務が法人に移される部分がありますので、十分に此の全般を見渡しまして、それに適應した人選をして行くと云ふことに相成る

思ひます、只今どの程度の比率で
間、官廳側から採用するかと云ふこ
は申上げ兼ねるかと思ひます
○竹中藤右衛門君 調達廳は資金を
たないやうであります、工事費の
拂に付ては前渡金と云ふやうなもの
あつて、特に便宜を圖る趣旨の下に
さう云ふ制度もありますが、調達廳
はどう云ふ手續で御出しになります
か、非常に手續が遅れるやうなこと
なる虞はないでせうか、如何であり
せうか
○政府委員(大橋武夫君) 工事費の
渡し、又は支拂に付ての手續は、今
尙大藏省と十分に相談の上、具體的
決めることになる次第であります、
今私共の豫想して居ります所では
從來戰災復興院竝に終戰連絡事務局
於て支拂つて居つたと略々同じやう
手續で支拂はれることと思ひます、
併し今後は、總て政府の豫算に依つ
拘束されることに相成る結果、從來
りも一層金融界方面の協力を仰ぐ外
政府と致しましては、前渡金制度を
激に運用して行くことに依つて、工
の請負業者の金繕りに不自由を感じ
せない注意が必要だと思ひます
○竹中藤右衛門君 もう一つ伺ひた
ことは、資材は矢張り此の調達廳にて
御買になつて、それを業者に支給
る形になるのですか、或は主要なる
のみをさうやつて、細かいものは
う云ふ風になさいますか
○政府委員(大橋武夫君) 理想と致
ましては、資材を出来るだけ官給で
きたい、それが政府の負擔致します
工事費を節減する所以だと思つて居
ます、併しながら實際的には現在の
濟界の實情から考へまして、此の調

○竹中勝右衛門君 特別調達廳では、現
在から支給される物資の割合は、現
とさう變らないのではないかと云ふ
に思つて居ります

○竹中勝右衛門君 特別調達廳では、現
技術者を多く入れなければならぬと
ひますが、事務系統と違ひまして、
系統は餘程待遇其の他に於ても御
慮にならないと良い人が集らないと
ふ、此の點に付ては、十分當初から
別の御考慮を戴きたいと云ふことを
望して置きます、それから先刻伺ひ
すと、是は大變大きな規模のやうに對
へられますが、其の總裁が次官級で
いであらうか、如何でせうか、何か
ら、ちよつともう少し此の規模に對
ては高く御考にならなければならぬ
思はれますが、如何でせうか

○政府委員(大橋武夫君) 總裁は次
と「同級」又は「同格」となつて居ります
點は、他の公團と同様であります
所謂格の高いと申しますとか、大物
申しますか、さう云ふ既成的な大物
念よりも、寧ろ實質的な手腕力量さ
云ふものを主にして人選をして行く
斯う云ふ趣旨で、斯様な規定に相成
て居ります

○朽木嘉郎君 設立委員は幾人位置
れる御豫定でありますか、又どう云
人選の御豫定でありますか

○政府委員(大橋武夫君) 設立委員
付きましては、關係の方面が極めて
範圍でござりますので、人數は相當
人員になると考へて居ますが、専
色な方面と打合せる必要上、具體的
今人數を申上げる程度に至つて居り
せぬ、其の人選致しまする範圍と致
ましては、關係の事務の實情に明る
民間の方面からも多數御願ひしなけ
ばならぬと、斯う云ふ風に豫想して

昭和二十一年五月十四日印刷

昭和二十一年五月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局